

平成 30 年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）

1 国民健康保険事業運営の現状

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える最後の砦としての役割を担っているが、他の医療保険制度と比較して被保険者に占める高齢者や低所得者の割合が高く、財政基盤は極めて脆弱であり、各保険者は厳しい事業運営を強いられている。

こうした中、国民皆保険を維持していくため、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）」により国民健康保険の都道府県単位化が実施され、平成 30 年度は、市町村とともに県が保険者となって事業運営をしていく初年度となる。

平成 30 年度の本市国民健康保険の運営にあたっては、被保険者にとって円滑な制度移行となるよう配慮するとともに、制度改正の趣旨を踏まえ、県との連携のもと、国民健康保険制度の安定的・効率的な運営に、より積極的に取り組んでいく。

2 平成 30 年度の事業運営について

平成 30 年度の国民健康保険事業運営にあたっては、次に掲げる項目に重点的に取り組むものとする。

- (1) 国保都道府県単位化への円滑な制度移行
- (2) 収納率向上対策の推進
- (3) 保健事業の推進

(1) 国保都道府県単位化への円滑な制度移行

国民健康保険事業の都道府県単位化により、保険料の算定基礎が医療給付費から県に納付する国民健康保険事業費納付金に変更となるほか、国費、県費のあり方も大きく変更となる等により、平成 30 年度の国民健康保険事業特別会計予算は、従来から大きく構成を変えることとなるが、予算編成にあたっては、被保険者の負担に激変が生じることのないよう十分配慮したものとする。また、引き続き、本市独自の低所得者を対象とした保険料減免制度を実施するとともに、新たに子育て世帯を対象とした減免制度を創設し、保険料負担の軽減に努める。

このほか、制度改正による変更に伴い被保険者に混乱をきたさないよう、広報による改正内容の周知に努めるとともに、窓口等の対応においても遺漏がないよう、職員のスキルアップに努める。

(2) 収納率向上対策の推進

① 納期内納付率の向上と滞納累積の防止

納期内納付率の向上を図るため、新規加入時に重点をおいて、ペイジー口座振替受付サービスを活用した口座振替加入を促進する。また、文書・電話催告を早期に着手するなど、催告センターの更なる効率的な活用をすることで滞納の累積を防止する。

② 低所得者対策

低所得者に対しては、所得に応じた公平な負担となるよう簡易申告を勧奨し、軽減、減免制度を適用した適正な保険料にすることで納付につなげる。

(3) 保健事業の推進

平成30年3月に策定する「仙台市国民健康第2期保険事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画」に基づき、以下の事業に積極的に取り組む。

① 特定健診・特定保健指導の充実

メタボリックシンドローム該当者及び予備群者を減少させ、中長期的な医療費の適正化を目指す特定健診・特定保健指導の受診率・利用率向上を図るため、健診未受診者・保健指導未利用者への文書や電話による勧奨に積極的に取り組む。

② 重症化予防の推進

特定健康診査の結果、要医療と判定されながら未治療の被保険者に対して、文書や電話等により医療機関の受診を勧奨し、適切な医療につなげることにより、重症化予防を推進する。また、各種がん検診受診者に対する本人負担額の一部助成を行い、早期発見・早期治療による重症化予防を進める。